

ID: 1886

担当部署: 都市整備課

処分の概要	地位の承継の承認		
法令名 根拠条項	道路法 第48条の29		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】	<p>法第48条の29の規定による。 (地位の承継)</p> <p>第48条の29 次に掲げる者は、道路管理者の承認を受けて、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。</p> <p>(1) 認定計画提出者の一般承継人</p> <p>(2) 認定計画提出者から、認定歩行者利便増進計画に基づき設置又は管理が行われる公募対象歩行者利便増進施設等の所有権その他当該公募対象歩行者利便増進施設等の設置又は管理に必要な権原を取得した者</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年4月1日	最終変更年月日	年 月 日